

## 平成 30 年度 MICE ビジネス活動支援事業 助成金交付要綱

### (目 的)

第 1 条 沖縄 MICE ネットワーク（以下「OMN」という。）共同代表は、沖縄県内における MICE の開催促進及び開催時の満足度向上を目的とし、MICE に関わるビジネス活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この要綱で対象とする「MICE」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨旅行（Incentive Travel）、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議（Convention）、および展示会・見本市・商談会等（Exhibition）を指す。

### (助成対象)

第 3 条 助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、以下のいずれかに該当するものとする。

（1）OMN 特別会員。ただし、国、地方公共団体及びそれに準ずる団体は除く。

（2）前号にあたる者又は OMN 賛助会員を構成員に含む、複数の企業・団体等で構成された任意団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

（1）国、地方公共団体及びそれに準ずる団体から本事業に類似する内容の助成を受けている団体。

（2）その他、助成金を交付することが不適切と判断される団体。

3 助成対象となるビジネス活動は、沖縄県内の企業、団体等が中心となり実施する MICE 受入体制の整備、人材の育成、その他沖縄の MICE 振興に寄与する活動を指す。

### (助成対象経費、限度額、助成率等)

第 4 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に係る別紙【表 1】に掲げるとおりとする。

2 助成金は、助成対象経費の総額に次項で定める助成率を乗じて得た額または 50 万円のうち、いずれか低い方の額を上限に、予算の範囲内で交付する。ただし、協賛、広告などを含めた収入が発生する場合は、その収入額を除いた額とする。

3 助成率は 4 分の 3 とする。

### (交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、OMN 共同代表があらかじめ指定した日までに、次の各号の書類を OMN 共同代表に提出しなけ

ればならない。

- (1) 助成金申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 団体概要（共同企業体での申請の場合は構成企業ごとに作成）
- (4) 共同体の協定書（共同企業体での申請の場合のみ）
- (5) その他参考となる書類

- 2 申請者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付決定）

第6条 OMN 共同代表は、交付申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その内容が適当であると認めるときは、助成金の額を決定し、当該申請者に通知するものとする。

- 2 OMN 共同代表は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 OMN 共同代表は第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### （交付申請の取下げ）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、取下げ申請書（様式第3号）をOMN共同代表に提出しなければならない。

#### （計画の変更）

第8条 助成事業者は、交付決定を受けた活動内容（以下「助成対象事業」という。）に関して、次の各号に該当する変更を行う場合は、あらかじめ助成対象事業変更承認申請書（様式第4号）をOMN共同代表に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象となる経費総額の20%以上の減額
- (2) 助成対象事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
  - ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合
  - イ 助成目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

- 2 OMN 共同代表は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を

変更し、又は条件を付すことができる。

#### **(計画の中止、廃止)**

第9条 助成事業者は、助成対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ助成対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）をOMN共同代表に提出し、その承認を受けなければならない。

#### **(事故の報告)**

第10条 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第6号）により、OMN共同代表に報告を行い、その指示を受けなければならない。

#### **(進捗状況調査)**

第11条 OMNは、必要に応じて助成対象事業の進捗状況調査を行うものとし、助成事業者はこれに協力するものとする。

#### **(実績報告)**

第12条 助成事業者は、OMN共同代表があらかじめ指定した日又は対象活動内容の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内若しくは交付決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、次の各号の書類をOMN共同代表に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しないことがある。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 報告概要（様式第8号）
- (3) 証票書類（写し）
- (4) その他OMN共同代表が必要とする書類

#### **(助成金の額の確定)**

第13条 OMN共同代表は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

2 OMN共同代表は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、OMN共同代表は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### **(交付決定の取消し等)**

第 14 条 OMN 共同代表は、第 9 条の助成対象事業の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次に掲げる場合には、第 6 条の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく処分又は指示に違反した場合
- (2) 助成事業者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業者が、助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 OMN 共同代表は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 OMN 共同代表は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 15 条 助成事業者は、第 14 条の規定に基づく助成対象事業に係る助成金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 号の報告書により OMN 共同代表に速やかに報告しなければならない。

2 OMN 共同代表は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

#### (助成金の請求、支払い)

第 16 条 助成事業者は、第 13 条第 1 項に基づく確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（様式第 10 号）を OMN 共同代表に提出しなければならない。

#### (成果の公表)

第 17 条 OMN 共同代表は、本要綱により助成した事業について、その成果を公表することができる。

2 助成事業者は、事業成果の公表に協力しなければならない。

#### (書類の管理)

第 18 条 助成事業者は、助成対象事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに助成対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

**(提出先)**

第 19 条 本要綱に定める提出書類は、OMN 事務局である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローに提出することとする。

**(その他)**

第 20 条 本要綱に定める提出書類は、原則として全て原本による取扱いとする。

**(附則)**

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。